

## 「西田哲学会」入会のご案内

各位

西田幾多郎博士の思想の研究を促進し、哲学的なものの考え方に親しみ、あわせて会員相互の研鑽と交流をはかることを目的とした「西田哲学会」が平成 15 年 2 月 15 日に設立されました。日本人哲学者の名を冠した初の「学会」であり、研究者だけでなく、一般からも会員を募るなど従来型の学会とは趣が異なるものになります。

つきましては、趣意書・規約・入会申込書を一式としまして、入会のご案内をさせていただきます。ご覧の上、賛同された方はふるってご入会くださいますようお願いいたします。

入会ご希望の方は「入会申込書」に必要事項をご記入の上、下記の事務局までご送付ください。事務局にて受付後、理事会（7 月・11 月）において承認の可否が決定されます。なお、学会の年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日となり、会員から退会・種別変更等の申請があるまで、入会後は自動的に継続されます（種別変更についても理事会での承認が必要となります）。

	年会費	内容
A 会員	2,000 円	年次大会に参加できる。また「会報」を受け取る。
B 会員	6,000 円	年次大会に参加し、研究発表ができる。理事選挙権がある。 また、「会報」および『年報』を受け取る。
C 会員	3,000 円	B 会員と同じ。ただし、学生など常勤職にない者。

西田哲学会 事務局

### 【連絡先】

〒929-1126 石川県かほく市内日角井 1 番地

石川県西田幾多郎記念哲学館内

Tel: 076-283-6600, Fax: 076-283-6320

E-mail: [info@nishida-philosophy.org](mailto:info@nishida-philosophy.org)

URL: <http://www.nishida-philosophy.org>

## 「西田哲学会」趣意書

時代を超えて読み継がれてきた西田哲学は、近年になって日本国内のみならず、諸外国においても、その研究者や文献の数が飛躍的に増加しつつあります。これら内外の新しい研究動向において、西田哲学は、現代の哲学思想という文脈のもと、新しい可能性を蔵する宝庫としての姿を現わしつつあります。そして宗教学や倫理学はもとより、精神医学や美学・芸術学、建築学、といった異領域からも大きな関心が寄せられ、多方面に影響を及ぼしつつあります。西田哲学研究はこれらの奥行きと広がりを得て、今後ますます豊饒な成果をあげていくことが予想されます。

先に燈影舎より刊行された『西田哲学選集』は、世に広く受け入れられましたが、それに続き、このたび岩波書店から『西田幾多郎全集』の新装版が刊行されつつあります。西田哲学の新たな研究機運は、これらによってさらに醸成されていくことであらうでしょう。

さらに特記すべきことは、西田幾多郎という「人」とその「思想」への関心が、狭い意味での学術研究のレベルのみならず、一般教養層においても、否、こういった広い知識人層においてまさに、かつてない広がりを見せていることです。平成十四年六月に西田幾多郎の生まれ故郷・石川県宇ノ気町にオープンした「石川県西田幾多郎記念哲学館」は、こういった関心をもつ人々の出会いの場となり、平成十五年二月現在、すでに入場者が三万六千人を超えました。

奇しくも昨年九月、一九八五年に宇ノ気町と姉妹都市交流の協定を結んだドイツ連邦共和国メスキルヒ市に、「ハイデッガー記念史料館」が設立され、開館記念式典が開催されました。二十世紀を代表する東西の世界的哲学者が、二十一世紀に向けて新しい可能性を開いていくことを予感させる象徴的な出来事と言えましょう。

このような状況のもと、私どもは西田哲学についての研究や交流を推進する総合的な組織の必要を痛感し、ここに「西田哲学会」の設立に踏み切りました。

私どもは、本会が協議の哲学研究者のための学会に留まらず、西田哲学に関心を有するすべての人々に開かれた国内外の交流の場所となり、時代の要請に応じた新しい思索を探りゆく基盤となることを願うものです。

平成 15 年 2 月 15 日

西田哲学会理事会

# 「西田哲学会」規約

(平成15年2月15日制定)

(平成20年7月27日改正)

- 第1条 本会は西田哲学会 (Nishida Philosophy Association, 略称 NPA) と称する。
- 第2条 本会は西田幾多郎の思想の研究を促進し、哲学的なものの考え方に親しみ、あわせて会員相互の研鑽と交流をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- 1 年次大会・研究会・講演会等の開催。
  - 2 会誌・会報の発行。
  - 3 その他必要な事業。
- 第4条 本会は以下の各項に該当する者をもって会員とする。会員となるには、理事会の承認を必要とする。
- 1 A会員- 年次大会に参加し、会報を受け取る。  
B会員- 上記に加え、会誌を受け取り、年次大会での発表と会誌への寄稿ができる。かつ、理事の選挙・被選挙権を持つ。  
C会員- 常勤の職にない者で、B会員と同等の資格を持つ。
  - 2 賛助会員- 本会の趣旨に賛同する者。
  - 3 特別会員- その他、必要に応じて、特別会員を置くことがある。
- 第5条 本会の運営は会費・寄付金その他の収入による。
- 第6条 A会員は年会費2,000円、B会員は年会費6,000円、C会員は年会費3,000円を納入するものとする。
- 第7条 会員は、退会を希望する場合には、当該年度までの会費を納入し、随時退会することができる。
- 第8条 三年以上会費未納の会員は、自動的に除籍とする。
- 第9条 本会は次の役員を置く。
- |      |      |
|------|------|
| 会長   | 1名   |
| 理事   | 約20名 |
| 編集委員 | 3名   |
| 会計監査 | 2名   |
| 幹事   | 若干名  |
- 第10条 会長は、本会を代表し、理事会、年次大会及び会員総会を招集する。理事は、理事会を構成し、本会の運営について協議決定する。会計監査は、年一回会計を監査する。編集委員は、会誌と会報の編集を行なう。幹事は、本会の運営についての立案等を行なう。なお、会長の任務遂行が不可能な場合は、最年長の幹事がその職務を代行する。
- 第11条 理事及び会計監査はB、C会員の中から選出し、会長、編集委員は理事の間で互選する。理事会は必要に応じて、若干名の理事を委嘱することができる。
- 第12条 幹事は会員中より会長が若干名を委嘱し、理事会の承認を得るものとする。
- 第13条 役員は任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は連続二期を限度とする。
- 第14条 本規約の変更については、理事会での審議と会員総会での承認を必要とする。
- 第15条 会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。
- 第16条 会計監査報告は、会員総会での承認を必要とする。

付則

事務局を、下記に設置する。

〒929-1126 石川県かほく市内日角井1番地 石川県西田幾多郎記念哲学館内 TEL (076)283-6600